

習志野市保育所等におけるＩＣＴ化推進及び安全対策事業費補助金交付要領

（趣旨）

第１条 この要領は、保育所、認定こども園及び小規模保育事業（以下「保育所等」という。）において業務のＩＣＴ化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図ること、及び利用児童にとっての保育環境の改善を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することについて、習志野市補助金等交付規則（平成２０年習志野市規則第１２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要領において「保育所等」とは、以下の施設等であって、習志野市内に所在する施設をいう。

- ・ 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３９条第１項に規定する保育所
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園
- ・ 認定こども園法第３条に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
- ・ 法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業

２ 前項に規定するもののほか、この要領における用語の意義は、法及び認定こども園法の例による。

（補助対象者）

第３条 補助対象者は、第４条に定める補助対象事業を行う保育所等とし、各事業の詳細は別表第１に定める。

（補助の対象事業等）

第４条 補助の対象事業の内容は、次の１項及び２項とする。

Ⅰ ＩＣＴ化推進事業

ＩＣＴ化推進事業は、次の第１号及び第２号に掲げるシステムや機器を購入する事業とする。

（Ⅰ） 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入

保育所等が保育士等の業務負担を軽減するため、以下の①から④までに掲げる機能を有するシステム（４つの機能のうち１つ以上の機能を有するもの）を導入するために要した初期費用（システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等

を含む。)の一部を1施設1回に限り補助する。

ただし、過去に当該事業又は他の事業により補助を受けた場合であっても、以下の(ア)及び(イ)においては、同一施設に対し、①または④の機能を有するシステムを新たに導入するために必要な費用に限り、補助することができるものとする。

(ア)補助を受けて②から④のうち1つ以上の機能を有するシステムを導入し、かつ、令和8年度中に保育業務施設管理プラットフォームを導入することを予定している施設において、新たに「①園児の登園及び降園の管理に関する機能」を有するシステムを導入する場合

(イ)補助を受けて①から③のうち1つ以上の機能を有するシステムを導入した施設において、新たに④キャッシュレス決済に関する機能を有するシステムを導入する場合

※ 既に導入している場合の更新については、補助対象事業とならない。

※ システムの導入に当たっては、①から④の機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士等の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

<対象機能>

- ① 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- ② 保育に係る計画・記録に関する機能
- ③ 保護者との連絡に関する機能
- ④ キャッシュレス決済に関する機能

<事業の詳細及び留意事項>

(ア)「① 園児の登園及び降園の管理に関する機能」を導入する保育所等においては、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画にシステムを活用した安全管理の取組について明記すること。

(イ)システムの導入による業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は保育士等の処遇等(賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む)に充てることとし、その旨を保育士等に周知すること。

(ウ)システムを導入した保育所等は、その効果等について、こども家庭庁が別に定める報告書により市長へ報告すること。また、ICT化の取組や導入効果について保護者等に積極的に発信するよう努めること。

※ 当該報告書については、市より別に依頼するものとする。なお、報告内容については、こども家庭庁により、とりまとめた上公表されることに留意すること。

（２）通訳や翻訳のための機器の導入

本事業は、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するための初期費用（機器を利用するための環境設定の費用や保証費用等を含む。）の一部を補助する。

２ 安全対策事業

安全対策事業は、次の第１号から第３号に掲げる事業とする。

- （１）睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業
- （２）ＩＣＴを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業
- （３）性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業

※ 本事業の実施については、（１）から（３）までの事業ごとに、補助を受けてから１０年経過後に再度実施することができる。

なお、災害等やむを得ない事情により再び同様の事業を実施する場合はこの限りではない。

<事業の詳細及び留意事項>

- （１）睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業

（ア）対象児童については、０～２歳の児童を対象とする。ただし、３歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、（イ）に定める対象機器を使用する必要があると自治体が認める場合は対象とする。

（イ）対象機器については、（ア）に定める対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）とする。

※ 機器の選定に当たっては、実施主体において、「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和３５年法律第１４５号）に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があることなど、安全性等を十分に考慮した上で決定すること。

（ウ）本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、例えば、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができるなど、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。

このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成２８年３月３１日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等に基づき、安全な保育環境の確保に努

めること。

(エ)機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。

(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

(ア)対象機器については、GPSやBLEによりこどもの位置情報を管理するなど、園外活動時等のこどもの見守りに資する機器とする。

(イ)保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、安全な保育環境の確保を図ること。

(3) 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業

(ア)事業の内容は、対象施設等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行うものとする。

(イ)事業にあたっては、以下に留意すること。

- ・ カメラ設置の要否については、保護者やこども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
- ・ カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。
- ・ カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。また、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次の1項及び2項とする。ただし、当該経費について、別の補助金又は交付金の交付を受けている場合は、補助対象経費としない。

1 ICT化推進事業

システム及び通訳や翻訳のための機器の導入費用、のために必要な初期費用（インターネット環境の整備等を含む。）における備品購入費、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（消費税及び地方消費税を含む。）。

2 安全対策事業

(1) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器等及びＩＣＴを活用した子どもの見守りに必要な機器等の購入費、リース料、導入費用。

(2) 性被害防止対策に係る設備等支援事業を実施するために必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費。

（補助額の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、次の手順により算出する。

(1) 第4条第1項及び第2項の各号に定める事業ごとに補助対象経費に係る実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額（差引額）と、別表第2に定める各事業の補助基準額とを比較して少ない方の額を選定額とする。

(2) 選定額に4分の3を乗じた額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を各事業の補助額とする。

(3) 各事業の補助額の合計を交付額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、習志野市保育所等におけるＩＣＴ化推進及び安全対策事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、別表第3に掲げる書類を添えて、当該年度の末日までに、市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第8条 補助金は、当該年度内にシステム及び機器の導入を完了し、かつ、支払いを完了する事業を対象として交付するものとする。

2 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告を行ったことにより、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、仕入控除税額があるときは、市長の求めに応じ、その全額を納付すること。

3 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する市の会計年度終了後、5年間保管しておかなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、システム及び機器が導入され、当該費用の支払が完了したときは、習志野市保育所等におけるＩＣＴ化推進及び安全対策事業費補助金実績報告書（別記様式第2号）に、別表第3に掲げる書類を添えて、補助金の交付決定があった年度の

末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるものについては、第7条に定める交付の申請及び実績報告に係る添付書類に定める書類の提出をもって実績報告に代えることができる。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、習志野市保育所等におけるICT化推進及び安全対策事業費補助金交付請求書（別記第3号様式）によるものとする。

(交付の特例)

第11条 市長は、概算払により補助金を交付することができる。

2 補助金等概算払・前金払の請求は、習志野市保育所等におけるICT化推進及び安全対策事業費補助金等概算払・前金払請求書（別記第4号様式）によるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

1 この要領は、令和6年8月27日より施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 この要領は、令和7年7月31日より施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年1月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前に改正前の習志野市保育所等におけるICT化推進及び安全対策事業費補助金交付要領の規定により作成された様式については、この要領の施行の日以後においても当分の間、使用し、又は所要の修正をして使用することができる。

附則

1 この要領は、令和8年9月24日より施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表第1 第3条（補助対象者）関係

1 ICT化推進事業

事業内容	補助対象者
(1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業
(2) 通訳や翻訳のための機器の導入	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業

2 安全対策事業

事業内容	補助対象者
(1) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業
(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業
(3) 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業	保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、小規模保育事業

別表第2 第6条（補助額の算定方法）関係

1 ICT化推進事業

事業内容	補助基準額																								
(1) 保育所等における業務のＩＣＴ化を行うためのシステムの導入	① 保育に係る計画・記録に関する機能 ② 園児の登園及び降園の管理に関する機能 ③ 保護者との連絡に関する機能 ④ キャッシュレス決済に関する機能 上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて補助基準額を以下のとおりとする。 <端末購入等を行わない場合> <table><tr><td>1 機能を導入する場合</td><td>1 施設当たり</td><td>200,000 円</td></tr><tr><td>2 機能を導入する場合</td><td>1 施設当たり</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>3 機能を導入する場合</td><td>1 施設当たり</td><td>600,000 円</td></tr><tr><td>4 機能を導入する場合</td><td>1 施設当たり</td><td>800,000 円</td></tr></table> <端末購入を行う場合> <table><tr><td>1 機能を導入する場合</td><td>1 施設当たり</td><td>700,000 円</td></tr><tr><td>2 機能を導入する場合</td><td>1 施設当たり</td><td>900,000 円</td></tr><tr><td>3 機能を導入する場合</td><td>1 施設当たり</td><td>1,100,000 円</td></tr><tr><td>4 機能を導入する場合</td><td>1 施設当たり</td><td>1,300,000 円</td></tr></table>	1 機能を導入する場合	1 施設当たり	200,000 円	2 機能を導入する場合	1 施設当たり	400,000 円	3 機能を導入する場合	1 施設当たり	600,000 円	4 機能を導入する場合	1 施設当たり	800,000 円	1 機能を導入する場合	1 施設当たり	700,000 円	2 機能を導入する場合	1 施設当たり	900,000 円	3 機能を導入する場合	1 施設当たり	1,100,000 円	4 機能を導入する場合	1 施設当たり	1,300,000 円
1 機能を導入する場合	1 施設当たり	200,000 円																							
2 機能を導入する場合	1 施設当たり	400,000 円																							
3 機能を導入する場合	1 施設当たり	600,000 円																							
4 機能を導入する場合	1 施設当たり	800,000 円																							
1 機能を導入する場合	1 施設当たり	700,000 円																							
2 機能を導入する場合	1 施設当たり	900,000 円																							
3 機能を導入する場合	1 施設当たり	1,100,000 円																							
4 機能を導入する場合	1 施設当たり	1,300,000 円																							

(2) 通訳や翻訳のための機器の導入	Ⅰ 施設当たり 150,000 円
--------------------	-------------------

2 安全対策事業

事業内容	補助基準額
(1) 睡眠中の事故防止対策に必要な機器	Ⅰ 施設当たり 500,000 円
(2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業	Ⅰ 施設当たり 200,000 円
(3) 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業	Ⅰ 施設当たり 100,000 円

別表第3 第7条（交付の申請）及び第9条（実績報告）関係

Ⅰ ICT化推進事業

事業内容	提出書類（交付申請）	提出書類（実績報告）
(1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入	- システム及び機器導入に係る費用の見積書、見積額内訳明細書 - システム及び機器に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料	- システム及び機器導入に係る費用の領収書等 - システム及び機器の仕様について確認できる資料 - 納品書
(2) 通訳や翻訳のための機器の導入	- システム及び機器導入に係る費用の見積書、見積額内訳明細書 - システム及び機器に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料	- システム及び機器導入に係る費用の領収書等 - システム及び機器の仕様について確認できる資料 - 納品書

2 安全対策事業

事業内容	提出書類（交付申請）	提出書類（実績報告）
① 睡眠中の事故防止対策に必要な機器	- 機器等導入に係る費用の見積書、見積額内訳明細書（個数が確認できること） - 機器等に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料	- 機器等導入に係る費用の領収書等（個数が確認できること） - 機器等の仕様について確認できる資料 - 納品書

② ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業	• 機器等導入に係る費用の見積書、見積額内訳明細書 • 機器等に搭載されている機能等を詳細に確認できる資料	• 機器等導入に係る費用の領収書等 • 機器等の仕様について確認できる資料 • 納品書
③ 性被害防止対策のための設備・備品の購入等を行う事業	• 事業実施が分かるもの • 設備及び物品に係る費用の見積書、見積額内訳明細書	• 事業実施が分かるもの • 設備及び物品に係る費用の領収書等

上表の書類の他、市長が必要と認める書類がある場合は、別途提出を要する。